

※ 本公募は、令和 6 年度政府予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることにご留意ください。

**令和 6 年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）
（農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）のうち活動計画策定事業）
公募要領**

第 1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力低下、地域経済の低迷など、解決されるべき諸課題が顕在化しています。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、農山漁村が持つ豊かな自然や食、新たな可能性を発見して、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、農山漁村における仕事づくり等を通じて地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけを作ること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定及び地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等（以下「本事業」という。）を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命

通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領本文及び別記 1（案）（以下「実施要領案」という。）を必ず確認していただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、令和 6 年能登半島地震による影響を考慮し、北陸農政局管内においては、公募期間及び提出期日を別途（※）による対応とします。

公募期間：令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 2 月 28 日（水）まで

※北陸農政局管内：令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 7 月 1 日（月）まで

第 2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、具体的な事業内容、事業実施主体、選定要件、交付率及び助成額、事業実施期間は別表 1 に定めるとおりです。

1 活動計画策定事業

(1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係るアドバイザーを活用したワークショップ等を通じた活動計画づくり

なお、①の取組については、②又は③の取組と合わせて実施する必要があります。

- ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組
- ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組

③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組

(2) (1) で策定した地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。

なお、本事業の経費は、別紙1に定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからエまでの資料を必ず添付してください。また、オからツまでの資料については、該当する提案者のみ添付してください。

ア 協定の内容を示す文書（協定が策定されていない場合は、協定の案でも可。

ただし、実施要領別記1の第2の2に規定する農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請時までには協定を策定すること。）

イ 地域協議会の構成員及び連携団体の活動内容が確認できる資料

ウ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者のこれまでの実績、提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料

エ 第2の事業に活用するアドバイザーの活動内容が確認できる資料

オ 提案者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料

カ 提案に係る取組が、条件不利地域において実施する取組である場合には、事業を実施する地域が条件不利地域に該当することが確認できる資料

キ 提案に係る取組が、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する場合は、当該地域再生計画

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/index.html>

ク 提案に係る取組が、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針に関連する場合は、当該協定又は方針

※ 定住自立圏形成協定は、人口の定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定です。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

ケ 提案に係る取組が、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第2条第1項に基づく総合特別区域に関連する場合は、当該総合特別区域計画

コ 提案に係る取組が、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連する場合は、当

該指定棚田地域振興活動計画

- サ 提案に係る取組が、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連する場合は、当該認定地域の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画
- シ 提案に係る取組が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項の認定を受けた地域が策定した同条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連する場合は、当該認定地域の認定通知（写）
- ス 提案に係る取組が、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連する場合は、当該策定地域の景観農業振興地域整備計画
- セ 提案に係る取組が、第 5 の 2 の（3）のサに規定する取組と関連する場合は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画若しくは同法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画又は当該地域における食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組の内容が確認できる資料
- ソ 提案に係る取組が、中山間地農業ルネッサンス事業に定める「地域別農業振興計画に位置付けられた提案」と関連する場合には、当該地域別農業振興計画
- タ 提案に係る取組が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく次に掲げる計画と関連する場合は、内容が確認できる資料
 - a 同法第 16 条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に定められた特定区域で事業を行う場合
 - b 同法第 19 条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第 21 条第 1 項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が認定を受けている場合
 - c 同法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定を受けている場合
- チ デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合は、取組又は関連の内容が確認できる資料
- ツ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策である場合は、関連の内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

（1）提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体は A 4 判 15 ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の提案書の 4～9 を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 15 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イ

ラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

オ 事業の目標の設定に当たっては別表2の例を参考にしてください。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付資料（以下「提案書類」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

(3) 次に掲げる通知において、別表1の1. 具体的な事業内容欄と同様の取組を実施した、又は実施している場合には、本事業の支援対象になりません。

a 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）

b 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）

c 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）

d 「農山漁村振興交付金交付等要綱の一部改正について」（令和6年〇月〇日付け6農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）による改正前の交付等要綱

(4) 提案者及び事業実施区域が、交付等要綱に規定する農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業のうち農泊推進型）を実施した、又は実施している場合には、支援の対象とならない可能性がありますので、事前に第8に記載する問合せ先に確認してください。

(5) 事業実施区域が市町村の範囲を越えている場合には、支援の対象となりません。

3 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便を含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）から御確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時まで（必着）

〔	※北陸農政局管内：第1回	令和6年2月28日（水）	（同上）
	第2回	令和6年4月30日（火）	（同上）
	第3回	令和6年7月1日（月）	（同上）
〕			

(3) 提出に当たっての留意事項

- ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。
- イ 提出する提案書類は、提案者1者につき1点で、1回限りとします。
- ウ 提案書類の提出部数は1部です。(提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようにA4片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)による電子申請の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。)
- エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。
- オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。ただし、交付候補者の開示意向を確認できた場合は、関係する都道府県及び府省庁へ提案書類等を開示する場合があります。
- カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会を以下のとおり開催します。説明会の出席に当たっては、事前に参加申し込みが必要な場合がありますので、担当する各農政局等のホームページを確認願います。

なお、当該説明会への出席については、応募に当たっての必須要件とはしません。

取組地域	日時	場所
北海道 [担当：農林水産省本省]	令和6年2月19日(月) 15:30~17:00	オンライン
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 [担当：東北農政局]	令和6年2月15日(木) 13:30~14:30	オンライン
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野 県、静岡県 [担当：関東農政局]	令和6年2月15日(木) 16:00~17:00	オンライン
新潟県、富山県、石川県、 福井県 [担当：北陸農政局]	令和6年2月15日(木) 10:00~11:00	オンライン
岐阜県、愛知県、三重県 [担当：東海農政局]	令和6年2月15日(木) 10:30~11:30	オンライン
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 [担当：近畿農政局]	令和6年2月14日(水) 15:30~16:30	オンライン
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、	令和6年2月14日(水) 13:00~14:30	オンライン

香川県、愛媛県、高知県 [担当：中国四国農政局]		
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県 [担当：九州農政局]	令和6年2月16日（木） 10:00～11:00	オンライン
沖縄県 [担当：内閣府沖縄総合事務局]	令和6年2月16日（金） 13:30～14:10	オンライン

第5 提案書の選定等

1 審査方法

事業承認者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産省農村振興局長、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいう。以下同じ。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に予算の範囲内において振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、別紙2に掲げる内容に基づき行います。

なお、提案書等に記載された事業が次に該当する場合には、審査において配慮することとします。

ア 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する事業である場合

イ 地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に地域運営組織が参画する事業である場合

ウ 地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に都道府県が参画する事業である場合

エ 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるための取組を実施するため振興交付金を活用するものであり、かつ、市町村が地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用して、当該取組に関連する取組を併せて実施する事業である場合

ただし、振興交付金を活用しようとする取組が、地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用する取組の内容と重複していないこと。

オ 女性が重要な役割を担うこと等により女性の参画の促進を図る事業である場合

カ 本事業の趣旨及び目的に沿ったモデルとなり得る取組を実施する事業である場合

- キ 地域再生法第 5 条第 1 項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定若しくは形成方針又は総合特別区域法第 2 条第 1 項に基づく総合特別区域、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連がある場合、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連する事業である場合
- ク 世界かんがい施設遺産を活用した地域活性化の取組を実施する事業である場合
- ケ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 8 項の認定を受けた地域が策定した同条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連がある場合
- コ 景観法第 55 条第 1 項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連がある場合
- サ 地域の食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組を実施する場合
- シ 中山間地農業ルネッサンス事業に定める「地域別農業振興計画に位置付けられた提案」である場合
- ス みどりの食料システム法第 16 条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に定められた特定区域で事業を行う場合、同法第 19 条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第 21 条第 1 項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が認定を受けている場合、同法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定を受けている場合
- セ デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
- ソ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策である場合

3 選定結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、当該通知においては、第 6 の 1 の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

なお、複数年度の事業実施を想定する提案が選定された場合であっても、翌年度以降の振興交付金の交付を保証するものではありません。

第6 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、事業承認者から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価とその単価が妥当で適正であることを示す根拠資料（地域協議会の謝金規程、雇用契約に基づく時間当たりの単価等）
※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

事業承認者は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、交付決定者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産大臣、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出してください。

交付決定者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第21に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、交付決定者に提出してください。
- (2) その後、交付決定者は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、報告書については、示された提出期限を遵守してください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、事業承認者に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、交付決定者は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、交付決定者は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

4 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でな

いことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

5 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いいたします。

なお、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、交付等要綱第7及び実施要領案別記1第4に定めているほか、令和5年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年4月1日付け4農振第3553号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和6年度事業に適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手続の参考としてください。

6 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

7 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

8 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

9 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

取組地域	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5451）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4121、4118）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3412）
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3482、3483）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2527）

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-414-9065（内線2592、2594）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、徳島県、香川県、愛媛県 高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2514、2563）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4623、4624）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線83326、83336、83354）

別表1 (第2関係)

事業名	1. 具体的な事業内容	2. 事業実施主体	3. 選定要件	4. 交付率及び助成額	5. 事業実施期間
1 活動計画策定事業	<p>農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援する。(※1)</p> <p>① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組</p> <p>② 都市住民が農山漁村に定住するための取組</p> <p>③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組</p> <p>なお、①については②又は③と合わせて実施すること。</p> <p>支援の内容は、以下のとおりとする。</p>	<p>事業実施主体は、次の(1)及び(2)の要件を全て満たす地域協議会とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。</p> <p>ア 目的</p> <p>イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局</p> <p>ウ 意思決定の方法</p> <p>エ 解散した場合の地位の承継者</p> <p>オ 事務処理及び会計処理の方法</p> <p>カ 会計監査及び事務監査の方法</p>	<p>以下の要件を全て満たすこととする。</p> <p>(1) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(2) 自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること。</p> <p>(3) 1. の(1)のイ及び(2)のウの取組以外の全ての取組を実施すること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 1. の(1)及び(2)を合わせた各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 事業開始年度は、500万円とする。</p> <p>ただし、1. の(1)については、300万円を上限とする。</p> <p>イ 事業開始から2年目の年度は、250万円とする。</p> <p>(3) 1. の(2)のウの取組を行う場合の各年度の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々250万円を加えた金額とする。</p> <p>(4) 1. の(2)のイの取組を行い、かつ、事業を実施する地域が実施要領別記1別表に記載の次のアからコまでのいずれか(※2)に該当する場合の助成額の上限は、</p>	<p>(1) 事業の全体の事業実施期間は、3年間とする。</p> <p>ただし、1. の(1)の地域の活動計画の策定の取組については、事業開始年度内を事業実施期間とする。</p> <p>(2) 振興交付金の交付期間については、原則、事業開始年度から2年度分とし、3年目の事業については交付期間とせず、振興交付金の交付期間内に行った取組を自立的かつ継続的な取組としていく期間とします。</p> <p>ただし、1. の(2)のイの取組を行い、かつ、事業を実施する</p>
(1)アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定	<p>(1)</p> <p>ア ワークショップ開催</p> <p>地域住民間で徹底した話し合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催</p> <p>イ 先進地の視察及びセミナーへの参加</p> <p>地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地の視察及びセミナーへの参加</p>				

<p>(2)地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等</p>	<p>ウ 活動計画の策定 ア及びイの取組を踏まえた地域の将来像を構想するために必要な活動計画（「交流」や「定住」へ繋がる定量的な数値目標を記載するもの）の策定</p> <p>(2) ア 体制構築 活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制の構築 イ 実証活動 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動及び普及啓発に資する情報発信 ウ 専門的スキルの活用 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた地域外の人材が有する ICT 等の専門的スキル等の活用</p>	<p>キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項</p> <p>(2) 地域協議会の構成員に市町村が含まれていること。</p>		<p>事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々100万円を加えた金額とする。</p> <p>ア 特定農山村地域 イ 振興山村 ウ 過疎地域 エ 半島振興対策実施地域 オ 離島振興対策実施地域 カ 沖縄地域 キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 豪雪地帯 コ 指定棚田地域</p>	<p>地域が4.の(4)に掲げる地域(以下「条件不利地域」という。)のいずれかに該当する場合は、事業開始年度から3年度分を交付期間とする。</p>
---------------------------------------	--	---	--	---	---

※1 ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組の例

- ・農村景観の現状の把握や歴史的・文化的視点からの分析
- ・ボランティア活動に対する都市住民のニーズの把握やターゲットの設定検討
- ・地域内外の多様な主体が参画した都市と農山漁村交流推進のための受入体制構築や受入窓口の体制整備
- ・農山漁村が持つ豊かな地域資源等の活用の推進に係る取組結果の分析・評価、対応集の検討 等

② 都市住民が農山漁村に定住するための取組の例

- ・市町村や地域が定住等促進の計画を策定するのに必要な情報に関する調査・分析
- ・農山漁村における空き家情報など定住等に関する現状調査
- ・農山漁村における空き家等を利用した定住希望者の受入体制整備に係る支援
- ・定住等に必要な情報窓口の設置、HP 作成、定住等に係るアドバイザーの育成・設置
- ・定住等促進体験ツアー開催等を通じた都市で生活する定住希望者へのプロモーション活動
- ・企業等と連携した中長期農山漁村滞在プログラム策定のためのワークショップ等の開催 等

③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組の例

- ・地元で生産された農林水産物の直売所等での販売に向けた調査・分析
- ・地域特産品の加工、販売、ブランド化に向けた関係機関との調整
- ・廃校を活用したコミュニティカフェやレストランの開設に関する企画 等
- ・高齢者の在宅への巡回診療の体制構築に向けた関係機関との調整
- ・高齢者への配食や見守りサービスの導入に向けた現状調査・分析
- ・遠隔地の児童や生徒が利用するスクールバスの運行に向けた関係機関との調整・試行
- ・移動販売車や日用品の宅配サービスに関する調査・分析
- ・灯油の共同配送サービスに関する需要調査・分析
- ・農産物の庭先集出荷の体制構築に向けた検討
- ・農家住宅を中心とした集落整備の構想策定に係る支援
- ・食料品や灯油等の日常品の即日配送・移動販売の注文予約サービスの調整・試行
- ・アプリ等によるデマンド送迎予約サービスの調整・試行
- ・アプリ等による定期的な行政情報提供、コンビニエンスストアや地域商店での行政手続の調整・試行 等

※2 ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同

法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）を含む。）

- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- カ 沖縄県振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄地域
- キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ケ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- コ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

別表2（第3の1関係）

目標の例

取組メニュー	目標	目標項目（単位）
1 都市と農山漁村の人々が交流するための取組	交流人口等	農業体験やボランティアに訪れる人数（人） モニターツアー来場者数（人）
2 都市住民が農山漁村に定住するための取組	移住者数等	定住促進イベントなどの参加人数（人） 移住者及び移住希望者数（人）
3 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組	転出者数等	子育て支援の取組の利用者数（人） 小中学生への地域の歴史に関する出前授業回数（回） 地域住民向け伝統文化講習会開催回数（回）
4 1～3の各取組共通	情報発信等による普及啓発に係る数値目標	SNS及びHPの記事投稿回数（回）

別紙 1

対象経費

活動計画策定事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。）
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

別紙2 (第5の2関係)

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

活動計画策定事業

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1	採択要件の確認	有無で判断	・公募要領別表1に掲げる事業実施主体の要件を満たしている。
				・1年目に地域の活動計画を作成することになっている。
				・取組地域の範囲が市町村を超えていない。
				・公募要領第3の2(3)のa,b,c,dに掲げる通知において、公募要領別表1の具体的な事業内容欄と同様の取組を実施した事業実施主体ではない。
				・必須となっている書類が添付されている。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性 【5点】	5点	A:5点 B:4点 C:3点 D:1点 E:0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性 【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	地域の活動計画の策定の取組の妥当性【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・地域の現状、課題を適切に把握し、地域の自立及び維持発展に向けた将来像を踏まえた活動計画づくりの内容となっているか。 ・公募要領第2の1(1)の取組について、計画に位置付けた取組の具現化に向け、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくりとなっているか。 ・普及啓発に資する情報発信の内容が具体的なものとなっているか。
	2	体制構築・実証活動等の取組の妥当性【10点】	10点	A:10点 B:8点 C:6点 D:2点 E:0点	・主体が地域住民となっている又は地域において従来から活動する団体等を活用したものとなっているか。 ・活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制を構築する内容となっているか。 ・活動計画に掲げられた取組の具現化に向け、交付金事業実施期間中に実現可能な実証活動の内容となっているか。
	3	配慮事項 【10点】	10点	該当する項目ごとに2点(最大10点)	・農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する事業である場合 ・地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に地域運営組織が参画する事業である場合 ・地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に都道府県が参画する事業である場合

				<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるための取組を実施するため振興交付金を活用するものであり、かつ、市町村が地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用して、当該取組に関連する取組を併せて実施する事業である場合 ただし、振興交付金を活用しようとする取組が、地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用する取組の内容と重複していないこと。 ・女性が重要な役割を担うこと等により女性の参画の促進を図る事業である場合 ・本事業の趣旨及び目的に沿ったモデルとなり得る取組を実施する事業である場合
	小計	30点		
小計		60点		

	番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
施策との 関連等	1	地域再生法、棚田、農業遺産等との関連	2つ以上該当すれば2点、1つ該当すれば1点、該当しない場合0点	<p>地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定若しくは形成方針又は総合特別区域法第2条第1項に基づく総合特別区域、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連がある場合、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連がある場合、世界かんがい施設遺産を活用した地域活性化の取組の場合、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する歴史的風致維持向上計画の認定を受けた地域が策定した歴史的風致維持向上計画と関連がある場合、景観法に規定する景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連がある場合、地域の食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組を実施する場合、中山間地農業ルネッサンス事業に定める「地域別農業振興計画に位置付けられた提案」である場合、みどりの食料システム法第16条1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に定められた特定区域で事業を行う場合、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が認定を受けている場合、同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定を受けている場合、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策である場合</p>
	2	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△12点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

- ※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る
- ※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。
- ※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。